

救命救急センターの指定について

東三河南部医療圏において、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターとして、新たに「豊川市民病院」を指定する。

<指定に向けたスケジュール>

令和元年

8月 28日	東三河南部圏域保健医療福祉推進会議で意見聴取
10月 15日	愛知県救急医療協議会（元年度新設）で意見聴取
10月 18日	愛知県医療審議会5事業等推進部会にて意見聴取
12月 1日	救命救急センターとして指定

豊川市民病院（救急部門）の概況

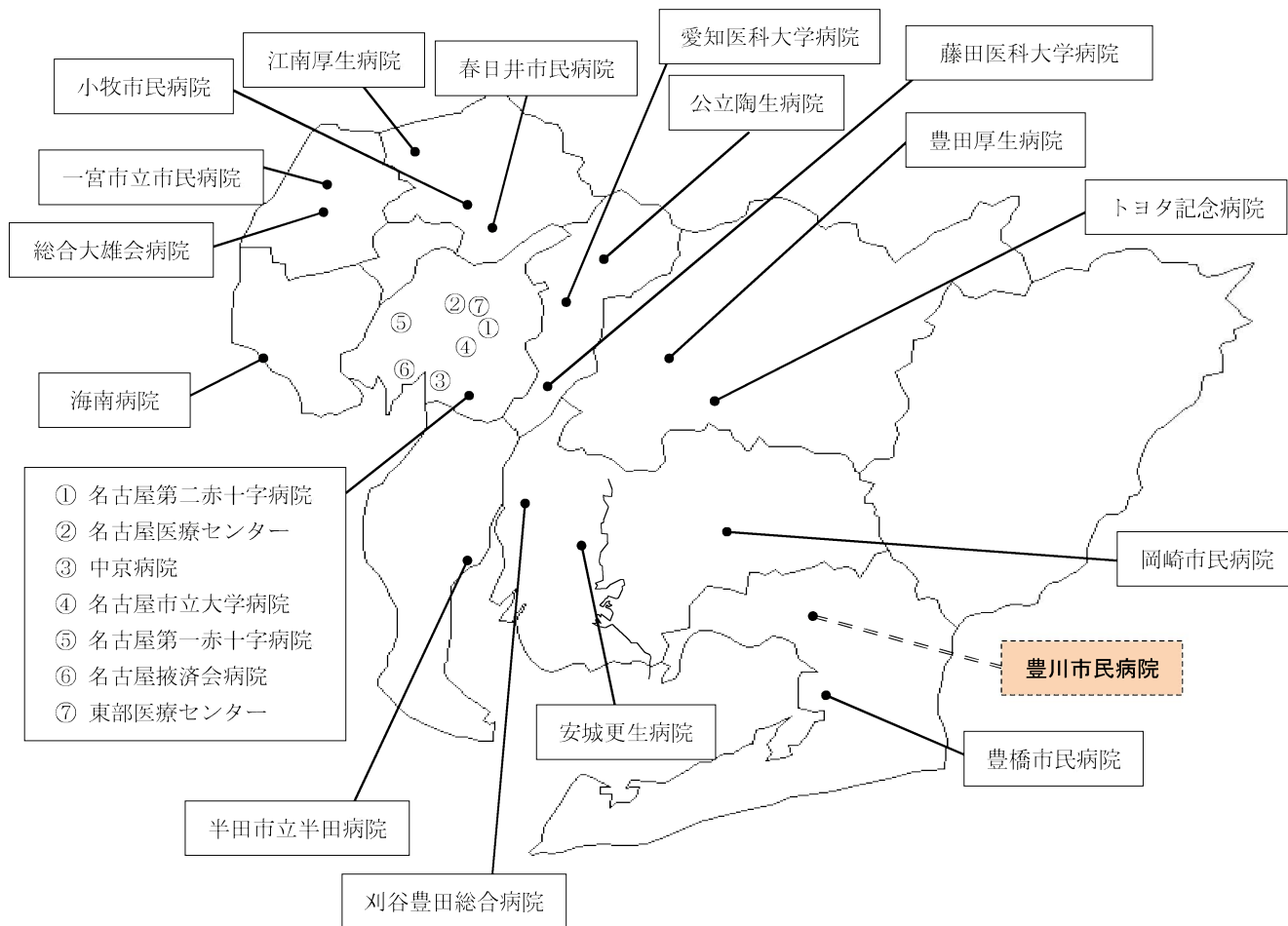
（平成30年度実績）

施設名		豊川市民病院		
開設者		豊川市長		
病床	病院全体	527床（一般病床454床、精神病棟65床、結核病床8床）		
	救急部門	22床（ICU 4床、一般病床 18床） 病床利用率 35.5%		
診療科	24時間対応可能	救急科、内科、外科		
	オンコール体制で24時間対応可能	循環器科、脳神経外科、整形外科、小児科、耳鼻科、産科、婦人科、精神科		
施設	専用	診察室（処置室）9室		
	優先	手術室 8室、放射線撮影室 8室		
患者	外来患者実数	16,748名		
	入院患者実数	2,177名		
	救急搬送受入人数	7,019名		
スタッフ	部門責任者	日本救急医学会 救急科専門医		
	救急科専門医	2名		
	職員数	医師	専任 2名	兼任 108名
		看護師	専任 43名	兼任 29名
		薬剤師		兼任 26名
		X線技師		兼任 27名
検査技師			兼任 29名	
事務員	専任 7名	兼任 11名		
研修	初期研修医受入	21名		
	救急救命士受入	18名		
救急医療体制への参加		二次救急		
災害拠点病院の指定		地域災害拠点病院（H19.3.31指定）		

「愛知県救命救急センター設置要綱」に基づく救命救急センター指定要件確認表 (豊川市民病院)

				豊川市民病院	
項目	番号	要綱	項目詳細	適否	概要
運営方針	①	4条1	原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる。	○	平日夜間及び休日については、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士の日当直及びオンコール待機により、各科が連携して24時間の救急対応を行っている。
	②	4条2	一次及び二次救急医療施設の後方病院であり、原則として、これらの医療施設及び救急搬送機関からの救急患者を24時間体制で必ず受け入れる。	○	平成30年(1~12月)は、救急搬送患者7,046名のうち、他の医療施設から、794名の搬送患者を受け入れた。
	③	4条3	適切な救急医療を受け、生命の危険が回避された状態にあると判断された患者については、積極的に併設病院の病床または転送元の医療施設等に転床させ、常に必要な病床を確保する。	○	継続入院が必要な患者については、他の一般病棟や転送元の医療施設へ転床、転院を行い、救急病床の確保に努めている。
	④	4条4	医学生、臨床研修医、医師、看護学生、看護師及び救急救命士等に対する救急医療の臨床教育を行う。	○	初期研修医の救急臨床研修は、毎年10名程度を採用し、1人当たり3か月程度の期間で実施している。医師・看護師についても、ICLS、BLS等の研修を積極的に行っている。救急救命士を対象とした就業前病院実習、再教育病院実習、挿管実習も受け入れている。
整備基準	⑤	5条1	救命救急センターの責任者が直接管理する相当数の専用病床(概ね20床以上)の専用病床を有し、24時間体制で、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者に対する高度な診療機能を有する。	○	救急科が管理する専用病床を計22床有している。救急病床18床は7対1看護で、夜間は3名の看護師を配置し、集中治療室(ICU)4床は2対1看護で、夜間は2名の看護師を配置している。
	⑥	5条3	24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置する。	○	平日夜間及び休日は、内科系医師1名、外科系医師1名、ICU担当医師1名、初期研修医3~4名が日当直を実施するとともに、各診療科医師が宿日直又はオンコール待機により、24時間診療体制を確保している。
	⑦	5条3(1)ア	責任者は、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に適切に対応できる三次救急医療の専門的知識と技能を有し、高度な救急医療及び救急医学教育に精通した医師であるとの客観的評価を受けている専任の医師とする。(例:日本救急医学会指導医等)	○	現救急科部長(日本救急医学会専門医)が救命救急センターの責任者に就任予定。
	⑧	5条3(1)イ	救急医療の教育に関する適切な指導医のもとに、一定期間(3年程度)以上の臨床経験を有し、専門的な三次救急医療に精通しているとの客観的評価を受けている専任の医師を適当数有する。(例:日本救急医学会認定医等)	○	日本救急医学会認定救急科専門医2名を配置予定。
	⑨	5条3(1)キ	救急救命士への必要な指示体制を常時有する。	○	救急救命士からの指示要請に対応するため24時間メディカルコントロール専用回線(PHS2台)を有している。
	⑩	5条3(2)ア	重篤な救急患者の看護に必要な専任の看護師を適当数有するものとする。	○	救急外来は平日及び休日日勤が3名、平日及び休日夜勤が2~3名(外来看護師による夜勤を含む)。救急病棟は平日日勤が11名、休日日勤が3名、平日及び休日夜勤が3名。集中治療室(ICU)は平日日勤が6名、休日日勤が3名、平日及び休日夜勤が2名。
	⑪	5条3(2)イ	診療放射線技師及び臨床検査技師等を常時確保する。	○	薬剤師は平日及び休日の日勤夜勤に1名、臨床検査技師、診療放射線技師は平日及び休日の夜勤に1名、休日の日勤に2名を配置している。臨床工学技士は土曜日の日勤に2名を配置し、平日及び休日夜間に1名待機としている。
	⑫	5条3(2)ウ	緊急手術ができるよう、必要な人員の動員体制を確立しておく。	○	内科系医師は1名、外科系医師1名、ICU担当1名の宿日直及び待機医師5~8名により、緊急手術の対応が可能である。また、中央手術センターの看護師は、平日夜間及び休日昼間は待機3名の体制としている。
	⑬	5条4(1)ア	救命救急センターの責任者が直接管理する専用病床及び専用の集中治療室(ICU)を適当数有する。	○	救急科が管理する集中治療室(ICU)4床、救急病床18床の計22床を有する。
	⑭	5条4(1)イ	救命救急センターとして必要な専用の診察室(救急蘇生室)、緊急検査室、放射線撮影室及び手術室等を設ける。	○	救急センターに診察室5室、処置室3室、重症処置室(陰圧)1室、点滴ベッド10床を有する。放射線撮影室2室、血管撮影(アンギオ)室2室、手術室8室等を、緊急時に優先して使用する。
⑮	5条4(1)エ	診療に必要な施設は耐震構造である。(併設病院を含む。)	○	免震構造である。	
⑯	5条4(2)ア	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等を備える。	○	処置ベッド3台と重症処置ベッド1台にて早急な処置対応が可能である。救急センターに隣接する放射線画像診断センターに、CT撮影装置、X線撮影装置、血管撮影装置、MRI撮影装置等を配備し、常時対応可能である。	

救命救急センター一覧



2次医療圏	救命救急センター	箇所数
名古屋・尾張中部	東部医療センター、名古屋第一赤十字病院、名古屋医療センター、名古屋第二赤十字病院、名古屋市立大学病院、名古屋掖済会病院、中京病院	7
海部	海南病院	1
尾張東部	公立陶生病院、藤田医科大学病院、愛知医科大学病院（高度救命救急センター）	3
尾張西部	一宮市立市民病院、総合大雄会病院	2
尾張北部	春日井市民病院、小牧市民病院、江南厚生病院	3
知多半島	半田市立半田病院	1
西三河北部	豊田厚生病院、トヨタ記念病院	2
西三河南部東	岡崎市民病院	1
西三河南部西	安城更生病院、刈谷豊田総合病院	2
東三河北部	-	-
東三河南部	豊橋市民病院、 <u>豊川市民病院</u>	2